

野口真紀さん代理人弁護士横井良さん

通知書を拝見しました。横井さんは書かれていることが事実無根だらけの内容であるとおっしゃっていますが、どこが事実無根なのでしょうか。

野口さんが自己破産しているにも関わらず、宅建業の免許の更新をしているのは事実じゃないのでしょうか。虚偽や憶測ではなく、東京都のホームページにも更新されている事実が掲載されていますよ。横井さんが正しいのならば、東京都が虚偽の事実を掲載しているということですね。そうであるならば、横井さんは野口さんの代理人として、東京都に通知をしなければいけないんじゃないのでしょうか。通知を出すところが間違っているように思います。それとも宅建業の免許の更新は事実だということなのでしょうか。だとしたら明らかな虚偽や悪意ある憶測ばかりでは無いと思います。横井さんの方が訂正すべきじゃないのでしょうか。大体、破産者が宅建業の業務を行っているとい

うのが間違っていると思います。まずは、そこを正すべきじゃない
んですか。



17513 12 18
CINZA

埼玉県戸田市喜沢1丁目28番43号

敬天新聞社 様